

新型インフルエンザ

「ファクシミリ等による処方せん」 応需対応

(社) 青森県薬剤師会青森支部危機管理委員会

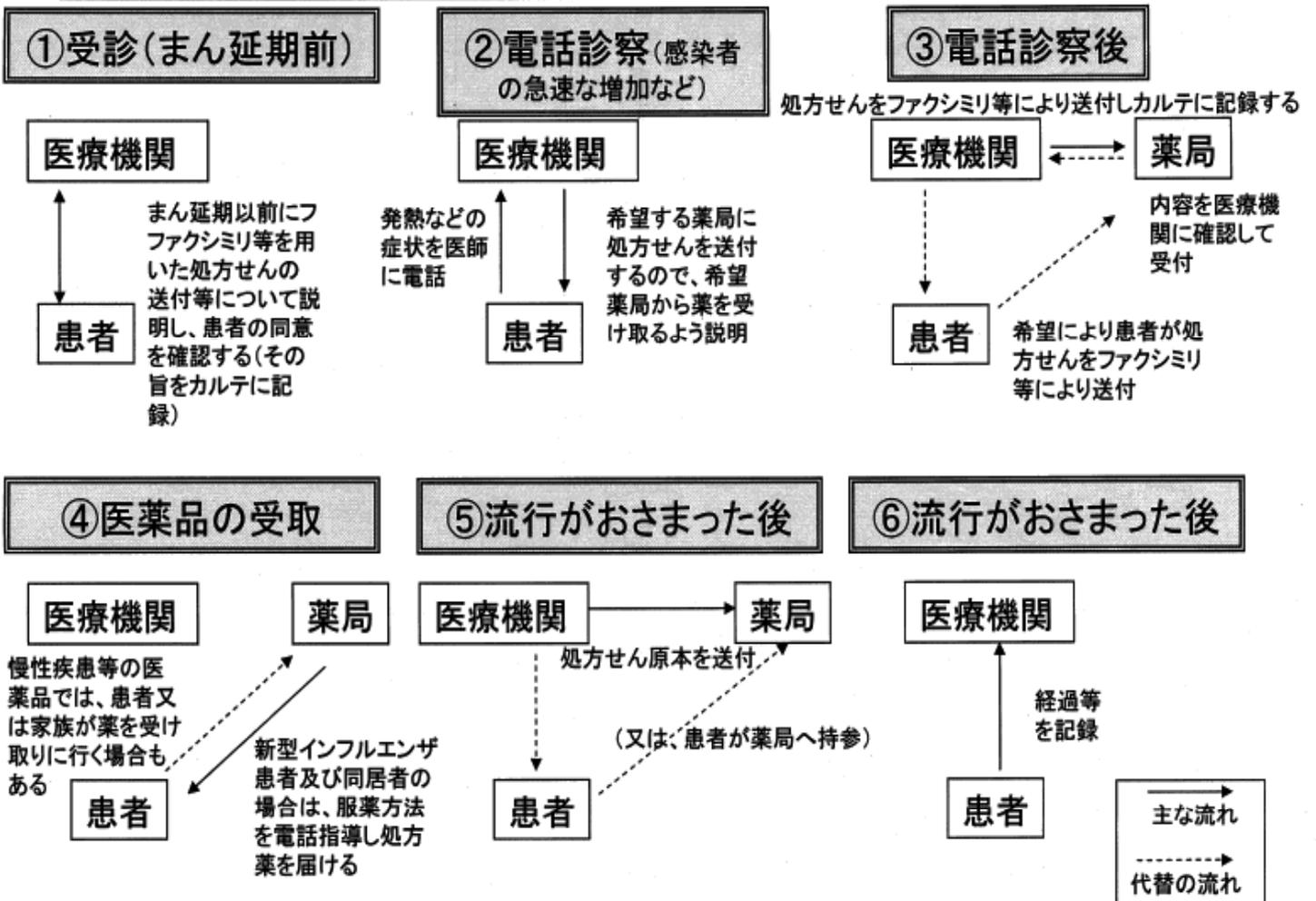
新型インフルエンザ流行期における、慢性疾患等を有する定期受診患者等について、「電話診療によるファクシミリ等での処方及びそれに基づく調剤」が可能となりました。

「ファクシミリ等による処方せん」のファクシミリ受信後の基本的応需対応等についてご案内しておりますが、留意事項等についてご案内します。

「ファクシミリ等による処方せん」の取扱いについて

※新型インフルエンザに関連する診療報酬の取扱いについて(平成21年5月26日厚生労働省保険局医療課)

ファクシミリ等による処方せんの取扱いについて



※ ファクシミリ等による処方を行う場合には、薬局により医薬品を患者へ混乱なく届けられるよう、感染者が増加する前に患者が自宅の近隣にかかりつけの薬局を持つことが重要である。

留意事項について

- ・ 今回の対応は「新型インフルエンザ対策、流行期」における対応です。
- ・ 医療機関からの直接によるファクシミリ等による処方せんの送信、直接の送信が確認できない場合、記載内容不備、不明、疑義等のある場合、発行医療機関へ問合せ下さい。
- ・ 患者個人情報の取扱いについては、医療機関において、送信希望薬局をご指定頂いたことをもって、個人情報における連携について同意頂いたものとみなします。
- ・ 誤送信により他の薬局へ送信の際には薬局間連絡により送信先薬局へ送信（送信先薬局より、医療機関への連絡。重複送信についても同様。）、送信エラーについて、把握できる範囲内で、医療機関及び薬局の連携により対処して下さい。
- ・ 慢性疾患を有する定期受診患者で、特に最近の受診の途切がなく（半年間）、症状に変化がない患者における処方せんのみ対応です。
- ・ 医療機関は、処方せんの原本を保管し、流行がおさまった後に、薬局に渡す。

※処方せんの散逸を防ぐため、原本は医療機関にて保管するようお願いしておりますが、その受渡しについては、医療機関と相談の上対応して下さい。

- ・ 医療機関は、受信した旨の連絡を薬局から受けた際に、カルテに処方せん応需薬局を記録することにより、確実に当該薬局に送付されたことを確認することとなっております。

※原則、医療機関からのファクシミリ送信とすることで、関係機関をお願いしております。

- ・ 投薬方法について、感染防止、流行期薬局業務等より患家配達指定ではないこと。（やむをえず、患家への配達希望の際は、薬局了承にて行う）
- ・ 薬剤の交付方法について、事前に患者へ連絡、打合せさせていただくこととし、患者が直接来局する際には、事前に電話連絡する等感染防止対応について、医療機関より十分に説明することとされております。

※薬局における薬剤の交付は、患者または患者の同居者や患者の依頼を受けた者等、困難な場合は介護や看護にあたる者等への受渡し、受け取りが患者自身の場合、薬局が患家を訪問受け渡す場合、感染防止に配慮し、薬を受渡しして下さい。

- ・ 感染防止のため電話による服薬指導が可能となっております、指導内容は忘れずに記録して下さい。
- ・ 薬局にて薬剤を交付するが場合、患者さんへの連絡の際に、「お薬手帳」等薬剤情報、保険証を、ご持参くださるようお願いして下さい。
- ・ 流行がおさまりましたら、医療機関にて保管している「処方せん」原本を受取り、「ファクシミリ等による処方せん」の内容確認し、記録して下さい。

※処方せんの散逸を防ぐため、原本は医療機関にて保管するようお願いしておりますが、その受渡しについては、医療機関と相談の上対応して下さい。

- ・ 今後必要に応じ、直接的なファクシミリ等による処方せんの送付及びその応需等に関する対応については、発行医療機関、応需薬局の連携、地域における対応については、青森県、保健所、医師会及び薬剤師会等の地域の医療関係者により十分な協議を行い検討、対処することとしております。

関係通知等について

「ファクシミリ等処方せん」応需対応、関係通知等については、青森支部ホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

